

タクシーにおける感染防止対策支援事業 実施要綱

令和4年10月28日

一般社団法人兵庫県タクシー協会

(趣旨)

第1条 一般社団法人兵庫県タクシー協会(以下「協会」という。)が実施するタクシーにおける感染防止対策支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 新型コロナウイルス感染拡大による人流抑制の影響を受け、輸送人員の減少が続く中でも事業を継続し、地域公共交通を担うタクシー事業者の感染防止対策を促進するため、事業者の取組を支援する。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、別表1に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表1で定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)及びその他必要な書類を添えて会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、交付申請者に対し、前項の規定により提出を受けた書類に追加して、必要な書類の提出を求めることができる。

(申請内容の審査及び補助金の交付決定)

第7条 会長は、前条の申請があったときは、審査の上、補助金の振り込みをもって交付決定及び額の確定とする。

(申請の取下げ)

第8条 交付申請者は、第6条の交付申請を取り下げることができる。

(交付決定の取消し)

第9条 会長は、第7条の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が次の各号のいずれかに該当した場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとした

とき。

- (3) 廃業により、令和5年3月31日まで事業を継続することができないとき。
- (4) 一般社団法人全国ハイパー・タックン連合会が定める「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に基づく感染対策が実施されていないことが明らかとなったとき。
- (5) 補助事業者(法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (6) その他法令に違反したとき。

(補助金の返還)

- 第10条 会長は、前条第1項の取り消しを決定した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。
- 2 会長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

(加算金及び遅延利息)

- 第11条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を協会に納付しなければならない。
- 2 補助事業者は前条第1項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を協会に納付しなければならない。

(暴力団等の排除)

- 第12条 会長は、この要綱の施行に関し必要があると認める場合は、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。
- (1) 交付申請者が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
 - (2) 前号の意見の聴取により得た情報をほかの補助事業における暴力団等を排除するための措置を講じるために利用し、または兵庫県知事及び兵庫県公営企業管理者、兵庫県病院事業管理者に提供すること。

(その他)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関する必要な事項は会長が別に定める。

別表 1

<p>補助対象者 (第3条関係)</p>	<p>道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号八に定める一般乗用旅客自動車運送事業を営業者で、以下の項目全てに該当する事業者 ただし、福祉輸送事業限定等特定の用途に限って営業するものを除く。 (1) 令和4年9月末時点において、神戸市内に営業所を有していること (2) 令和4年9月末時点において事業を営んでおり、かつ、令和5年3月末まで事業を継続する意思があること</p>
<p>補助金額 (第4条関係)</p>	<p>補助金の額は、以下の算定式による 算定式：車両数() × 14,000 円 車両数とは、令和4年9月30日時点において神戸市内の営業所に配置されている車両数を上限とする。 ただし、以下の車両は除く。 福祉輸送など用途を限定して使用する車両 未車検等休車扱いとしている車両(新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検の特例(休車特例)を受けた車両を含む)</p>